

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成31年12月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：平成31年12月までに、育児休業からの復職後又は子育て中の女性労働者を対象とした能力向上の為にキャリア形成を支援するためのカウンセリング制度を導入する。

<対策>

- 平成30年4月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 平成31年度～ 制度の導入及び社内掲示板などによる社員への周知

目標2：平成31年12月までに、子育て労働者が利用できるフレックスタイム制度を導入する。

<対策>

- 平成30年4月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 平成31年度～ 制度の導入及び社内掲示板などによる社員への周知